

## 第734回教育委員会定例会会議録

- 1 **招集日時** 平成17年7月15日(金)午後3時30分から
- 2 **招集場所** 教育委員会会議室
- 3 **出席委員** 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 白石教育長

### 4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 吉田教育次長(スポーツ振興担当),  
東野参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 神山教職員課長,  
菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 熊谷施設整備課長,  
菊地スポーツ健康課長, 佐々木参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 **開 会** 午後3時30分

### 6 第733回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

### 7 第734回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び山田委員を指名  
議事日程は配付のとおり

### 8 教育長報告(一般事務報告)

#### 平成18年度県立高等学校組織編制計画について

(説明:教育長)

「平成18年度の県立高等学校組織編制計画について」である。

この組織編制計画であるが,内容的には中学校卒業者の減少に対応した受入れ措置,具体的には学級減の措置になるが,学科改編の措置及び県立高校将来構想に基づく男女共学化を内容としている。

学級減の措置について説明する。我が県の中学校卒業生数であるが,平成元年は35,137名でこれがピークとなっており,その後減少傾向にあり,平成18年度の中学校卒業生数は,23,571名となり,前年の17年度から比べてもさらに853名減少することが見込まれている。この853名がどういう数字かということ7学級規模の学校が1校分となり,7学級規模の学校が1校ずつ減っていくという位の減少ということである。従って,そういった減少が見込まれていることから,引き続き学級減を実施していかなければならない状況にある。

県立高等学校の入学定員については,中学校卒業見込者数や高校進学率の推移,私立高校の入学定員等を総合的に勘案して設定している。特に,仙台都市圏である中部南北地区については,基本的に公私協調の姿勢を維持することを念頭に置きながら,中学校卒業生数の見込み,生徒の入試動向等を総合的に判断

し、定員を設定しているところである。

来年度、平成18年度については、県内の全地区の13校において合計13学級の学級減を予定している。その内容は、柴田農林高等学校と上沼高等学校については、学級減と併せて学科改編を行うこととしている。学科改編を行わない泉高等学校は英語科、村田高等学校及び迫桜高等学校の両校は総合学科において学級減を行うこととしている。また、その他の学校は普通科においてそれぞれの学級減を行うこととしている。

次に、学科改編については、時代の変化や多様化するニーズに的確に対応することや学級減に伴う学校規模の縮小への対応も考慮して実施しており、来年度、18年度については、4地区、北部地区、東部地区、中部北地区、南部地区において、5校が学科改編を実施する。柴田農林高等学校は、これまでの5学科体制を1学級の学級減に伴って、学科改編を行い、食農科学科、動物科学科、森林環境科及び園芸工学科の4学科体制に改編する。また、生徒募集についても、生産技術系と環境技術系毎にくくり募集を行うこととしている。上沼高等学校でも、これまでの3学科4学級体制を1学級の学級減に伴い、普通科と農業技術科の2学科3学級体制に改編する。宮城野高等学校では、これまで普通科における人文国際コース2学級と理数情報コース2学級のコース制を廃止することとする。米山高等学校は、産業技術科を園芸に特化した内容とし、園芸ビジネス科に学科改編を行うこととしている。また、石巻商業高等学校については、平成18年度からの共学化を契機として、これまでの3学科体制を総合ビジネス科として1学科5学級体制に改編することとしている。

「県立高校将来構想」に基づく男女共学化については、今年度の再編4地区及び古川地区に引き続き、来年度は石巻地区において、石巻高等学校、石巻女子高等学校及び石巻商業高等学校の3校において共学化を実施し、併せて石巻女子高等学校は石巻好文館高等学校と校名を変更することとしており、今年度内に県立学校条例の改正を予定している。

(質 疑)

委 員 長 学級減が主だということであるが、40人学級を減らす訳である。1学級の人数を減らして学級をそのままという考えはないのか。

教 育 長 それはない。

鈴 木 委 員 6月の定例会の後の協議会で高校教育課長からこのことについて説明があり、それに私達も了解はしているが、7月4日に文教警察委員会があって、このことへの了解をもらう手続きをし、7月の定例会で了解をもらって発表という風に段取りとして聞いていたが、もう既に新聞では発表されている。そういう現象がなぜ起きるのかお尋ねしたい。

教 育 長 この学級編制計画そのものについては、教育委員会としてこちらから報告して、それで了解ということが最終的な手続きとなる。それに先立ち、時間的な差により先に議会の常任委員会に出さざるを得ないということになった。そこで教育委員会に報告する前に議会に報告することはできないことから、協議会という形を取り事前に報告をさせてもらったものである。その流れの中で、7月4日に常任委員会に対して報告をしたものであり、その段階では当然にオープンになったということで新聞に載ったことは事実である。手続的にいけば今回の正式の教育委員会に我々の方から報告をして了解を取ることが教育委員会としての最終的な判断ということになるので、効果という点からすれば新聞の方が先に報道はしているが、手続としては今日が正式ということになるので了解願いたい。

教 育 長 (委員全員に諮って)了承。

## 9 議 事

第1号議案「職員の人事について」

第2号議案「宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について」

第3号議案「東北歴史博物館協議会委員の人事について」

第4号議案「宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について」

第5号議案「宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について」

委員 長 委員全員に諮った上で、第1号議案から第5号議案については、人事に関するこのため、その審議については秘密会とする旨決定。  
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

第6号議案「総合運動場条例施行規則の制定について」

第7号議案「宮城県艇庫管理規則の一部改正について」

（説明：教育長）

第6号議案及び第7号議案についてであるが、これらの議案はともに関係があるので、一括して説明する。県営スポーツ施設の体系であるが、立て方として総合運動場条例というものが一つある。それから、野外活動施設条例というものがある。それから県営体育館条例というものがある。それからライフル射撃場条例というものがある。基本的には4つのスポーツ施設体系があり、その中で大きなボリュームを持っているのが総合運動場条例であり、その中身は3つある。1つは宮城野原公園総合運動場、これは宮城野原にある施設群、これをくくった形のものがある。具体的には、宮城球場、陸上競技場、自転車競技場、テニスコート、相撲場、その他に駐車場があるが、それらを1つにまとめたものを宮城野原公園総合運動場としている。それから第二総合運動場というものが長町の方にある。武道館、弓道場、ラグビー場、クライミングウォール、合宿所、それから水球プールというものがあるが、これは長町ではなく別な所にある。それらを第二総合運動場ということで位置付けている。それから総合運動公園というものがある。これはいわゆる利府にある施設であり、宮城スタジアム、補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート、合宿所というものがあり、その他にサッカー場がある。こういった宮城野原公園総合運動場と第二総合運動場、それから総合運動公園、この3つをくくったものが総合運動場条例というものである。それから、野外活動施設条例というものがあり、これは北上川艇庫と長沼ポート場という2つの施設を規定しているものである。それから、県営体育館条例というものがあり、これはスポーツセンターだけを規定しているものである。それから、ライフル射撃場条例、これは石巻にあるライフル射撃場を規定しているものになる。それで、今回の条例改正があり、野外活動施設条例に規定されていた長沼ポート場、これを野外活動施設条例から引き離し、第二総合運動場の中に位置付けるということである。北上川艇庫は廃止するということであるので、長沼ポート場だけを単独で条例とする意味がなくなったということがあり、第二総合運動場に持って行ったというものである。

後は議案に沿って説明する。第6号議案「総合運動場条例施行規則の制定について」である。附則を御覧いただきたい。附則の第2項に「次に掲げる規則は、廃止する」というものがあり、宮城野原公園総合運動場管理規則、それから第二総合運動場管理規則、それから宮城県総合運動公園管理規則は3つとも廃止をするということで、新たに立法化する意味での制定になる。県営スポーツ施設の管理運営の詳細については、これまで各運動場の管理規則があり、それぞれに定めていたが、今回の条例改正により、開館時

間、休日及び利用制限などが条例上に規定されたということがあり、規則から外して条例化したところである。これに伴い、各施設の管理規則の内容が3つとも同じものになるということから、この機会に「総合運動場条例施行規則」ということで1つにしたというものである。それぞれの管理規則を廃止して施行規則の方に一本化したものであり、これが6号議案になる。

それから、第7号議案「宮城県艇庫管理規則の一部改正について」である。今回の条例改正により、長沼ボート場については、第二総合運動場に組み入れたところである。理由であるが、これは利用料金制による指定管理者制度を導入する施設として1つの条例にまとめて一体的な管理を図ろうということから、そうしたものである。これに伴い、長沼ボート場の管理運営については、「総合運動場条例施行規則」で規定されることとなる。

第7号議案は、これらの条例改正と総合運動場条例施行規則の制定に伴い、宮城県艇庫管理規則に規定されていた長沼ボート場の関連規定を削除して、所要の整理を行うものである。

(質 疑)

櫻井委員 3つの規則が廃止されて1つになるということであれば、最初から何で3つあったのかという疑問があるが、よくよく見ると制定された時期が随分違うということから3つあったのかと簡単に想像しているが、3つあった理由を教えてください。3つあった規則が1つにまとまることでのメリット、支障、不都合が生まれないのか。今まで3つ必要だったものが1つになることによって不都合が生まれないのか教えてください。

教育長 まず、なぜ3つあるかということであるが、立ち上がる時期が異なっていたということが1つある。それから後は宮城野原と利府の関係や、それぞれの利用時間などの利用制限、使用料が違う。そういったことがあり、施設毎の管理上の部分を規定する必要があったということである。

今回一本化するということは、細かい規定を規則の方から外して条例の方に上げてしまったので、非常に共通的なものしか残らなかった、3施設の共通的なものしか残らなかったということがあり、それであれば共通なものなので一本にしても運営上全然支障がないということから一本の条例施行規則にしたというものである。それで、デメリット、メリットはどうかという話であるが、基本的にはデメリットはない。

櫻井委員 色々な施設を子供の活動を通じて私もしょっちゅう利用しているが、同じ県がやっている施設で、その利用時間などの規則が違う理由は何処にあるのか。

教育長 例えば利府のスタジアム、それから宮城野原の陸上競技場、この2つを比べてみても施設の規模、それから利用する人達、種類が大分異なる。利用形態を見ながらどういう利用をさせるのかということになる。利用料金もそれに付随する。施設毎に施設の有効利用を考えた規定の仕方になる。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

#### 第8号議案「婦人会館管理規則の一部改正について」

(説明：教育長)

「婦人会館管理規則の一部改正について」である。

今回の改正理由であるが、婦人会館条例の改正において、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めたため、規則の関連条文が不要となることから、例えば、第2条の休館日、第3条の事業、第4条の使用期間、第8条の入退館の規制、こういったものについては全て条例の方に上がったので、規則上

は削除するものである。

それから、利用料金制の導入により、従来の使用料金に係る条文あるいは申請の様式が不要となるため、関係条文を削除するものである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

### **第 9 号議案「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」**

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」である。

今回の改正理由であるが、指定管理者導入に伴うものと南三陸町が設置されることに伴うものの 2 点があり、この関連で行政組織規則の改正を行うものである。

まず、1 点目の指定管理者導入に伴う関連事項であるが、別表第 2 (第 40 条関係) については、第 5 号議案で説明した「宮城県総合運動場指定管理者選定委員会」が「総合運動場条例の一部改正」により附属機関として設置されたことから、条例設置の附属機関として、この規則に名称、担当事務、主管課を盛り込むものである。

それから、南三陸町の設置に伴う事項であるが、第 20 条第 2 項については、宮城県志津川教育事務所の位置を、第 26 条については、宮城県志津川高等学校の位置を、いずれも合併前の町の名称である「志津川町」から合併後の町の名称である「南三陸町」に改め、併せて志津川高等学校については、学校の順序を県立学校条例と同じ表記とするため改正するものである。また、第 33 条についても、宮城県志津川自然の家の位置を、同様に改めるものである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

### **第 10 号議案「県立学校の管理に関する規則の一部改正について」**

(説明：教育長)

この改正についても南三陸町が設置されることに伴い、関係規則の改正を行うものである。

連携型高等学校の関連で連携型中学校名について合併前の町の名称を合併後の町の名称である南三陸町に改めようとするものである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

### **第 11 号議案「宮城県指定文化財の指定について」**

(説明：教育長)

「宮城県指定文化財の指定について」である。

なお、私からは概要について説明し、詳細については担当課長から説明させる。

宮城県図書館が所蔵する資料 6 件を文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、宮城県指定有形文化財に指定するということと、1 件については追加指定するものである。

このことについては、宮城県文化財保護審議会に諮問し、去る 6 月 22 日に開催された宮城県文化財保護審議会において御審議いただき、同日付けでこの審議会の大橋会長から「県指定有形文化財に指定することが適当、及び追加指定することが適当である」旨の答申をいただいているものである。

今回の指定を加えると、県の指定有形文化財は133件となり、県指定文化財の総数は226件となる。詳細については、この後、担当課長から説明させる。

(説明：文化財保護課長)

まず、典籍の1件目、環海異聞・写本16冊である。これは、寛政5年、1793年に石巻を出港した若宮丸という船がロシアに漂着し、12年後に長崎へと戻ってくるまでの体験等を大槻玄沢と志村弘強の二人が聴聞した記録をまとめたものである。これらの見聞は、鎖国下にあった人々にとって貴重なものであり、これを仙台領の水主が体験した点は特筆すべきものといえる。

2件目は金城秘韞・写本2冊である。これは、伊達政宗が慶長18年、1613年に派遣した「慶長遣欧使節」に関する大槻玄沢の著作である。平成13年に国宝となった「慶長遣欧使節関係資料」に、鎖国下の江戸時代、科学的な論考を加えた唯一の例であり、記念碑的な著作といえる。

それから、3件目は英文翻訳彼理日本紀行・稿本10冊である。1857年に米国で出版された『ペリー提督日本遠征記』のうち、日本の動向と見聞に関する部分を翻訳したものである。米国での出版から5年目という早い時期に、大槻磐溪が主導的な役割を果たして翻訳したものもある。幕末の重要な事象に、いち早く着目した先見性に富んだ業績といえることができる。

それから、4件目の奥州名所図会・自筆稿本4冊である。仙台領内における名所旧跡などをまとめたものである。作者は仙台大崎八幡宮の神官、大場雄渕で、執筆は文政12年、1829年以前である。当時の名所等を墨絵で描き、丁寧な解説、説明を加えて、膨大な量の情報を盛り込んでいる。江戸時代の当地の特性を伝える上で重要な資料である。

5件目は熟語本位英和大辞典・自筆原稿1本である。この執筆者、斎藤秀三郎は慶応2年、1866年に仙台藩士の子供として生まれ、生涯を通じて多数の英語辞書・文法書等を出版するなど、わが国の英語学研究、英語教育に大きな足跡を残した人物である。この資料は斎藤の代表作である『斎藤和英大辞典』と対をなす著作とされながら絶筆となったものである。明治・大正期における、わが国英学の変遷を知る上で貴重な資料である。

典籍は以上である。次に有形文化財 - 歴史資料である。

1つ目は、仙台祭絵関係資料、これは2点ある。仙台東照宮祭礼山車の墨刷り版画には大絵図と小絵図があり、寛政三年仙台東照宮檀尻絵は大絵図に当たり、刊本1帖である。寛政3年、1791年に行われた仙台東照宮祭礼の山車に関連する墨刷り版画10葉を貼り込んだものである。版画は祭礼の記念品、みやげ物とされ、沢山刷られ一般に配布されたものである。江戸時代中期から明治まで沢山作られたが現存のものは希であり、この資料のように年代を特定できるものは極稀である。しかもこの作品は初期のものに部類しており、大変貴重な資料であるといえる。仙台東照宮御祭礼図(刊本)1巻は小絵図10葉を貼り込んだ巻子本であり、山車だけでなく神輿等を含んだ祭礼一行全体を図示している。山車の題材は「寛政三年仙台東照宮檀尻絵」と共通しており、図柄もほぼ同様で、両資料は同年代の作である可能性が高く、仙台東照宮の祭礼を研究する上で非常に重要なものといえる。

それから、歴史資料の追加指定であるが、伊能図・中図附北極出地度里程測量・写本、3冊である。江戸時代に伊能忠敬が制作した伊能図・中図については、平成15年に県指定有形文化財 - 歴史資料に指定されている。今回の北極出地度里程測量3冊は伊能図の測量記録と考えられ、近畿・四国・中国地方の北極出地度、今でいうと緯度に当たる。それから里程、現在風にいうと距離に当たるが、それらを記述した測量記録である。本来は伊能図の周囲に記載される例が多いが、この場合は冊子となっており、伊能図とは不可分の資料といえることができる。それで追加指定は相当とされたものである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

## 10 課長報告等

### (1) 平成18年度公立高等学校入学者選抜の実施について

(説明：高校教育課長)

「平成18年度公立高等学校入学者選抜の実施について」説明する。

なお、「公立高等学校入学者選抜」ということであるので、仙台市立高等学校、石巻市立高等学校についても合わせて報告する。

「1 募集定員について」である。全日制の募集定員は、県立高校については、15,280名で前年度の15,800名に比べて520名の減、それから市立高校については、1,480名で前年度と同じである。合計で、16,760名で前年度の17,280名に比べて520名の減になる。定時制の募集定員は、県立720名、市立240名の計960名となり前年度と変わらない。全日制と定時制の総合計は17,720名で520名の減となる。通信制は、500名で前年度と変更はない。次に、定員以外の内容について説明するが、昨年度と平成18年度との間で大きな変更点はない。

「2 一括募集について」である。一括募集を実施する学校は、柴田農林高校、県農業高校及び米谷工業の3校となる。

「3 推薦入試について」である。全日制課程については、平成12年度入試より、全校全学科で実施しているが、平成18年度入試においても82校、156学科全てで実施する。定時制課程についても、13校20学科全てで実施する。社会人推薦は、11校で実施する。

「4 面接における「自己表現」の実施について」である。「自己表現」を実施するのは、推薦入試では、迫桜の1校である。一般入試での実施校はない。

「5 面接における「口頭による試問」の実施について」である。面接において、平成16年度から実施できることとした「口頭による試問」を行う学校は10校である。校数、校名とも昨年度と同じである。

「6 「英語による面接」の実施について」である。面接において、「英語による面接」を行う学校は、1校である。

「7 連携型入試について」である。平成17年度から実施された連携型中高一貫教育に関する入試は志津川高校一校で実施する。

「8 連携型入試について「口頭による試問」を行う学校について」である。志津川高校で連携型入試について「口頭による試問」を行う。

「9 傾斜配点について」である。傾斜配点を実施する学校数は昨年度から1校減少して6校である。昨年度実施の宮城野高校は学科改編に伴い、今年度は実施しない。

「10 一般入試における面接・実技の実施校について」である。面接を実施するのは、全日制では、河南が新たに加わり、柴田農林が学科改編により減って昨年と同様に普通科9校を含む18校となる。実技を実施するのも前年度と同様3校で、合計21校で面接・実技が実施される。定時制では、12校で個人面接を実施する。

「11 3%枠による出願関係について」である。3%枠人数については、推薦入試と一般入試とに分けて設定することになっている。平成18年度入試においては、3%枠全体で前年度より10名少ない299名で、内訳は推薦入試に215名、一般入試に84名となっている。

「12 連携型中高一貫教育に関する入試について」である。連携型中高一貫教育を実施する志津川高等学校においては、連携型中高一貫教育を実施する中学校からの志願者を対象とした入学者選抜を平成17年度と同様に実施する。

なお、推薦入試は連携中学校を除く中学校からの志願者を対象として実施し、一般入試は全ての中学校からの志願者を対象として実施する。連携型入試出願者の面接等の実施日は、推薦入試面接・実技等の実施日と同じ日である。連携型入試による合格者は、一般入試及び第二次募集並びに通信制課程の選抜に出願はできない。ただし、不合格者は、一般入試に出願できるということになる。

( 質疑なし )

## ( 2 ) 平成 1 7 年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について

( 説明 : 高校教育課長 )

平成 1 7 年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果がまとまったので、その概要について簡単に説明する。

「 学力検査の結果」の 1 は、一般入試における全日制受検者全員の 5 教科総点の度数分布を示したものである。昨年度の入試から数学と英語に選択問題が導入されたので、5 教科の総点の平均点に意味があるのか、との議論もあるが、昨年度同様、選択の違いを考えないで県全体をまとめて単純平均したものを参考までに掲載している。昨年度と比較すると、2 2 5 点以下の層が増加し、やや低得点側にシフトした分布となっている。

次に、2 の各教科の成績、平均点であるが、国語は 5 2 . 7 点で前年度に比べ 2 点の減、社会は 5 5 . 1 点で前年度と比べ 2 . 9 点の増、理科は 4 9 . 2 点で前年度に比べ 0 . 1 点の増となっている。学校選択問題を導入している数学は、A が 3 1 . 5 点、B が 5 1 . 6 点で、前年比それぞれ、1 . 2 点の増、3 . 8 点の増となっている。同じく英語は、A が 3 3 . 3 点、B が 5 0 . 8 点で、前年比それぞれ、8 . 3 点の減、6 . 3 点の減という結果であった。

なお、この数学と英語の学校選択問題は、A、B で、全ての大問が異なる訳ではなく、数学は五問中一問について、英語は四問中一問について学校が選択する形で実施した。

平均点が下がった教科のうち、特に英語については、単に知識や理解を問うのではなく、英文を聞いたり読んだりして理解した内容をもとに、思考力あるいは表現力を働かせることを求める問題が増えたことから全体の平均点が下がったと考えられる。

次に、各教科の得点分布は、数学と英語の学校選択問題を含め、昨年度と今年度の比較ができるよう、2 年分のグラフを掲載してあるが、得点率の低い、英語 A と数学 A について、山が左に傾いている。また、英語については A、B とともに昨年比にして、平均点が下がったため山が左に片寄った分布となっている。

( 質疑なし )

## ( 3 ) 「宮城スタジアムカップ 2 0 0 5 U - 1 8 サッカー大会」について

( 説明 : スポーツ健康課長 )

平成 1 4 年にサッカーの世界カップがあったが、グランディ 2 1 の宮城スタジアムにおいてもトルコ戦が行われた。このワールドカップを記念して高校生の大会が全国の強豪チームを招待して今年も行われる。

この大会は、日本サッカー協会の助成金を受けて行われる大会である。その趣旨は 3 つある。1 つ目は次代を担うユース選手の育成強化を図ること、2 つ目は野球で言えば甲子園、それから冬のサッカーでは国立、ラグビーの花園とこういったものと並ぶところの全国有数のシンボル大会に育てていきたい。3 つ目は併せて宮城スタジアムの知名度アップにもつなげていきたいということである。

今回は 2 年度目となるが、参加チーム数を昨年より 4 チーム増やし 1 6 チームとする。8 月の 1 8 日から 2 1 日までの 4 日間、宮城スタジアムを主会場として行われる。

( 質疑なし )

**11 次期教育委員会の日程について**

平成17年8月22日(月)午後2時から

**12 閉会** 午後4時42分

平成17年7月15日

署名委員

署名委員